

千葉県市町村国保財政安定化等連携会議設置要綱の改正について

平成 24 年 4 月 1 日

このことについて、下記のとおり改正します。

1 改正事項

設置要綱第 3 条第 1 項において、会議を構成する保険者は、「県が選定する」こととされているが、同条 2 項において、「連携会議の委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる」とされ、「別表」において、該当「市町村」「職」が掲げられていることにより、実質的に設置要綱の規定事項になっている。

実際には、国保連合会の支部ごとに委員となるべき市町村の数が割り当てられ、各支部において市町村の候補を選び、県が選定するという運用がされている。

このため、年度によって該当「市町村」及び「職」は変更されることがあり、設置要綱の規定事項としてはなじまないものとなっている。

については、実際の運用に合わせ、別表の記載を変更することとする。

2 改正内容

現行設置要綱の別表の項目

「所属又は保険者名」「職名」「国民健康保険団体連合会所属支部」

改正後要綱の別表の項目

「所属又は対象となる保険者」「団体数」「委員となる者の職」

新旧対象表（別表については新のみ記載）

新	旧
附則 （施行期日） 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。	

別表（第3条 組織）

	所属又は対象となる保険者	団体数	委員となる者の職
1	千葉県	—	保険指導課長
2	千葉県国民健康保険団体連合会 千葉支部を代表する保険者	2	国民健康保険主管課長
3	同東葛飾支部を代表する保険者	4	国民健康保険主管課長
4	同印旛支部を代表する保険者	2	国民健康保険主管課長
5	同香取支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
6	同海匝支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
7	同山武支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
8	同長生支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
9	同夷隅支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
10	同君津支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
11	同安房支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
12	千葉県国民健康保険団体連合会	—	総務財務課長

(参考)

県が選定する保険者

国民健康保険団体連合会所属支部	保険者（市町村）名
千葉支部	千葉市、市原市
東葛飾支部	市川市、船橋市、柏市、流山市
印旛支部	成田市、八街市
香取支部	東庄町
海匝支部	銚子市
山武支部	横芝光町
長生支部	長柄町
夷隅支部	大多喜町
君津支部	君津市
安房支部	南房総市